

高等学校等就学支援金制度に関するよくある質問とその回答

分類	質問	回答
所得基準	・就学支援金の所得要件は。	保護者等の課税標準額×6%-調整控除の額が304,200円未満の場合とされています。 保護者等とは、原則親権者です。両親がいらっしゃる場合は、両親の課税標準額×6%-調整控除の額の合計額で判断します。
所得基準	・課税標準額や調整控除の額は何で確認ができますか。	特別徴収税額の決定通知書、納税通知書、課税証明書で確認できます。 特別徴収税額の決定通知書は、給与所得者で勤務先以外からの収入がない方は勤務先から6月頃配布されます。 納税通知書は、自営業など主に個人事業者の方は市町村役場から6月頃配布されます。 課税証明書は、市町村役場で発行できます。
所得基準	・保護者等の課税標準額×6%-調整控除の額が304,200円未満という所得要件は、年収どのくらいの世帯ですか。	両親の一方がサラリーマンとして働いていて、高校生1人と中学生1人の4人世帯の場合で、年収910万円未満の世帯が目安とされています。 この年収は目安であり、控除等により一概には言えませんので、必ず課税証明書等で、課税標準額と調整控除の額を確認してください。
申請	・申請書等はどこでもらえますか。	入学時と、6月～7月の時期に、生徒が通う高等学校から配布されます。
申請	・在学中に何回手続きが必要ですか。	1学年時は4月と7月の年2回、2学年及び3学年時は7月の年1回です。
申請	・高校生の兄弟がおり、既に申請をして認可を受けている。下の子ども申請が必要ですか。	生徒ごとに申請が必要です。
申請	・申請書の記入で書き損じた場合、訂正印は必要ですか。	訂正印は必要ありません。訂正部分に二重線で訂正してください。
申請	・子どもが島根県の県立高校へ通いますが、親は県外です。申請できますか。	就学支援金制度は、生徒が在籍する高等学校のある都道府県に申請をします。生徒が島根県の県立高校に通う場合は、その高等学校を通じて島根県に申請します。
申請	・一度、高等学校を退学しており、この度再入学します。就学支援金制度は利用できますか。	以前の高等学校の在学期間も合わせて、通算36月（定時制・通信制課程は48月）間は就学支援金制度の対象です。（所得要件等を満たすことが条件） また、36月経過後には、他の授業料支援制度があります。 要件等の詳細は、島根県教育庁学校企画課へお問い合わせください。
申請	・所得要件を満たしていることに気づかず、申請をしていませんでした。遡って認めてもらえますか。	就学支援金は支給資格認定申請をした日の属する月から認められます。（月の初日に認定要件を満たしていることが条件） 災害への被災、保護者に接触できずマイナンバー確認書類の取得ができない等のやむを得ない事情がある場合を除き、遡って就学支援金の支給をすることはできません。
添付書類	・両親のほかに祖父母と暮らしており、祖父母にも収入がありますが、祖父母のマイナンバー確認書類も必要ですか。	就学支援金制度は、「親権者」の課税標準額と調整控除の額で判断します。親権者である両親のマイナンバー確認書類の提出で足りります。
添付書類	・父が海外赴任のため、マイナンバー確認書類の提出できません。どうしたらよいですか。	課税期日に日本国内に在住している母のみ、マイナンバー確認書類を提出してください。
添付書類	・両親は離婚しており、親権は母にありますが、父と暮らしています。誰のマイナンバー確認書類が必要ですか。	原則、親権者のマイナンバー確認書類が必要ですので、今回は、親権者である母のマイナンバー確認書類が必要です。
添付書類	・両親は離婚はしていませんが、別居しており、母と暮らしています。母のマイナンバー確認書類のみでよいですか。	原則、親権者のマイナンバー確認書類の提出が必要です。
添付書類	・父は、母の再婚相手ですが、両方のマイナンバー確認書類の添付が必要ですか。	親権者のマイナンバー確認書類が必要ですので、母と再婚した父が、養子縁組で親権者となっている場合は、提出が必要です。
添付書類	・成人している場合、誰のマイナンバー確認書類が必要ですか。	入学時点で成人＝親権者がいない場合に該当します。主たる生計維持者がいる場合はその者のマイナンバー確認書類を、そうでない場合は生徒本人のマイナンバー確認書類が必要です。在学中に成人年齢に達した場合は、未成年時と同様に生計維持者2名分のマイナンバー確認書類の提出が必要です。
添付書類	・主たる生計維持者とはどういう者ですか。	生徒の健康保険証で被保険者となっている者をいいます。